

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第一条関係）	1
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第二条関係）	12
○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第三条関係）	38
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）	43
○電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）（附則第七条関係）	46
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（附則第八条関係）	50

改正案		現行	
<p>（登録の更新） 第十二条の二（略）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第十一条第一項第二号</p>	<p>登録年月日及び</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>前条第一項</p>	<p>各号</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>四 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないこと認められる者</p>	<p>四 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。）が行われ</p>	<p>五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第五項に規定する体制の整備を含む。）が行われ</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>

<p>ていないと認められる者</p> <p>六 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人()</p> <p>当該電気通信事業者の子会社</p> <p>、当該電気通信事業者を子会社とする会社</p> <p>又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。</p> <p>(であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの(次項及び第六十九条第二号において「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。</p> <p>2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者</p>
<p>ていないと認められる者</p> <p>六 (同上)</p>	<p>3・4 (同上)</p> <p>第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。)又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社(以下この条において「子会社」という。)、当該電気通信事業者を子会社とする親法人(同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。))又は当該親法人の子会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。</p> <p>(であつて</p> <p>総務大臣が指定するもの(以下 「特定関係事業者」という。))の役員を兼ねてはならない。</p> <p>2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場</p>

は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行っていると認めるとき、又は前項の

合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一（同上）

二（同上）

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

4 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行っていると認めるとき、又は前項前段の

委託を受けた子会社

が前条第

四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行っている
と認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為
の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条
第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ
、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずること
ができる。

5| 第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総

株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議
決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第
三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下
この項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会
社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会
社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議
決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

6| 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通
信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定める
ところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の
電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、
かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
その他必要な措置を講じなければならない。

委託を受けた子会社（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子

会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）が前条第

四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行っている
と認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為
の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条
第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ
、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずること
ができる。

（新設）

5| （同上）

7| 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。

二 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

8| 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（登録の基準）

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 （略）

三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以

6| （同上）

7| 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（登録の基準）

第八十七条 （同上）

一・二 （同上）

三 （同上）

下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2・3 (略)
(承認認定機関の承認等)

第百四条 (略)

2と4 (略)

5 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人であること。

ロ (同上)

ハ (同上)

2・3 (同上)

(承認認定機関の承認等)

第百四条 (同上)

2と4 (同上)

5 (同上)

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

第八十七条第一項第三号イ		登録申請者	承認申請者
(略)	親法人()	外国における親法人()	
(略)	いう。)	いう。)	に相当するもの

6～8 (略)

(審議会等への諮問)

第六百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程

(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	親法人	外国における親法人に相当するもの
(同上)		

6～8 (同上)

(審議会等への諮問)

第六百六十九条 (同上)

- 一 (同上)

の認可

二 第十二条の二第四項第二号若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信業務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信業務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三 第一百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項、第三十二条第三号、第三十三

二（同上）

三（同上）

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三

条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第一百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者

三 第二十二條又は第三十三條第十二項の規定による記録をせず、又

条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第一百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

第百八十八条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

は虚偽の記録をした者	
四 第二十三条第一項の規定に違反した者	四 (同上)
五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者	五 (同上)
六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	六 第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者	七 (同上)
八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者	八 (同上)
九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者	九 (同上)
十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者	十 (同上)
十一 第八十五条の十、第九十六条(第百三条において準用する場合を含む。)又は第百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者	十一 (同上)
十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者	十二 (同上)
十三 第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	十三 (同上)
十四 第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)	十四 (同上)

<p>の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>十五 第一百六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いた者</p>	<p>十五 (同上)</p>
<p>十六 第四百四十一条第四項又は第四百四十三条の規定に違反した者</p>	<p>十七 第一百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>十六 (同上)</p>
<p>十八 第一百六十七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)</p>	<p>。の規定による命令に違反した者</p>	<p>十七 (同上)</p>
<p>十八 (同上)</p>		

改正案	現行
<p>第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所</p> <p>三 業務区域</p> <p>四 電気通信設備の概要</p> <p>五 其他総務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面其他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の</p>	<p>第十条 （同上）</p> <p>一 （同上） （新設）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上） （新設）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 （同上）</p>

記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないことを認められる者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（登録の更新）

第十二条の二（略）

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合に

一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法の規定により罰金以上の刑

、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三（同上）

（新設）

四（同上）

2（同上）

（登録の更新）

第十二条の二（同上）

2（同上）

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十一条第一項第二号</p>	<p>登録年月日及び</p>	<p>登録及びその更新の年月日並びに</p>
<p>前条第一項</p>	<p>各号</p>	<p>各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）</p>
	<p>五 その電氣 通信事業が 電氣通信の 健全な発達 のために適 切でない と認められ る者</p>	<p>五 その電氣通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者</p> <p>六 その電氣通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電氣通信設備を設置する電氣通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。）が行われていないと認められる者</p> <p>七 その電氣通信事業が電氣通信の健全な発達のために適切でないと認められる者</p>

<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>前条第一項</p>	<p>各号</p>	<p>各号（第二号を除く。）</p>
	<p>四 その電氣 通信事業が 電氣通信の 健全な発達 のために適 切でない と認められ る者</p>	<p>四 その電氣通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者</p> <p>五 その電氣通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電氣通信設備を設置する電氣通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。）が行われていないと認められる者</p> <p>六 その電氣通信事業が電氣通信の健全な発達のために適切でないと認められる者</p>

3・4 (略)

(変更登録等)

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号、第二号若しくは第五号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

3・4 (同上)

(変更登録等)

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (同上)

3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替えるものとする。

4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し)

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録の更新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号から第四号まで(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 業務区域

四 電気通信設備の概要(第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(登録の取消し)

第十四条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 第十二条第一項第一号又は第三号

に該当するに至つたとき。

2 (同上)

(電気通信事業の届出)

第十六条 (同上)

一 (同上)

(新設)

二 (同上)

三 (同上)

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の届出をした者は、同項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併によ

(新設)

2 前項の届出をした者は、同項第一号 の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併によ

り設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定にあつては、破産管財人)又は外国の法令上これらに相当する者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の

り設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (同上)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 (同上)

2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)又は外国の法令上これらに相当する者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 (同上)

総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項、第七十三条の四及び第百六十七条の二において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする^一ことその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

2 (同上)

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする^一ことその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 (同上)

3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（第三項に規定する電気通信設備）専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項及び次項に規定する電気通信設備並びに専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

3 第一百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

4 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務（基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。）のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものと

3 (同上)

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備及び専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(新設)

3 (同上)

して総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

5| 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（第一項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

6| 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
- 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
- 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

（電気通信事業者による電気通信設備の自己確認）

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備（総務省令で定めるものを除く。）が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めると

4| (同上)

5| 第一項、第二項 及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

（電気通信事業者による電気通信設備の自己確認）

第四十二条 (同上)

ころにより、自ら確認しなければならない。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、第百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、第四十一条第四項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 (同上)

4 (同上)

(新設)

5 第一項から第三項までの規定は、第四十一条第三項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一

項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第五項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第五項」と読み替えるものとする。

7| 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「第四十一条第五項」に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該」とあるのは「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第五項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

(技術基準適合命令)

第四十三条 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 前項の規定は、第四十一条第二項、第三項又は第五項に規定する電気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第四項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6| 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「第四十一条第四項」に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該」とあるのは「第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第四項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

(技術基準適合命令)

第四十三条 (同上)

2 前項の規定は、第四十一条第二項又は第四項に規定する電気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

(管理規程)

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項から第五項まで（第四項を除く。）又は第四十一条の二のいずれかに規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、に電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項

3 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

4 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、

(管理規程)

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項、第二項若しくは第四項 又は第四十一条の二に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2 (同上)

3 (同上)

4 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、

「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」とする。

(電気通信設備統括管理者)

第四十四条の三 電気通信事業者は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

2 電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

「第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」とする。

(電気通信設備統括管理者)

第四十四条の三 (同上)

2 (同上)

3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十五条 (同上)

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(欠格事由)

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

(変更の認定等)

2 (同上)

3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(欠格事由)

第五十条の三 (同上)

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑

に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (同上)

(新設)

(変更の認定等)

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

第五十条の六 （同上）

2 第五十条の二第二項、第五十条の三

及び第五十条の四

の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 （同上）

（認定の取消し）

第五十条の九 （同上）

- 一 （同上）

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第五十条の三各号(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

(適格電気通信事業者の指定)

第百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令

二 (同上)

三 第五十条の三第一号又は第三号

に該当するに至つたとき。

四 (同上)

(適格電気通信事業者の指定)

第百八条 (同上)

で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定による指定は、総務省令で定める基礎的電気通信役務の種類ごとに行う。

3 適格電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に限る。）は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

4 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

5 総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

（欠格事由）

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

5 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(新設)

(欠格事由)

第百十八条 (同上)

受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二百五条第二号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は第二百二十六条第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（変更の認定等）

第二百二十二条 認定電気通信事業者は、第一百七十七条第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一百七十七条第三項、第一百八条（第二号を除く。）及び第一百九条

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑

に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 （同上）

三 （同上）

（新設）

（変更の認定等）

第二百二十二条 （同上）

2 （同上）

3 第一百七十七条第三項、第一百八条第一号及び第三号並びに第一百九条

の規定は、第一項の認定について準用する。

4 第二百二十条の規定は、第一項の場合（業務区域の減少の場合を除く。）に準用する。この場合において、同条第一項中「第一百七十七条第一項」とあるのは、「第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

5 認定電気通信事業者は、第一百七十七条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第二百二十六条 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第一百八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第二百二十条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。

三 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（法令等違反行為を行った者の氏名等の公表）

第六十七條の二 総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適當であると認めると

の規定は、第一項の認定について準用する。

4 （同上）

5 （同上）

（認定の取消し）

第二百二十六条 （同上）

一 第一百八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 （同上）

三 （同上）

2 （同上）

（新設）

きは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づき命令若しくは処分違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。

（民法の特例）

第六十七條の三 電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

（審議会等への諮問）

第六十九條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一條第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三條第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八條第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第百九條第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第百十條第

（民法の特例）

第六十七條の二 （同上）

（審議会等への諮問）

第六十九條 （同上）

一 （同上）

二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六條第一項において準用する第七十九條第一項の規定による支援業務規程の認可

二 第十二條の二第四項第二号若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一條第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六條第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七條の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第三十條第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一條第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一條第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三條第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四條第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十條第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十條の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三 第百十條第一項の規定による政令の制定又は改廢の立案

四 第七條、第八條第三項、第九條ただし書、第十二條の二第四項第二号若しくは二、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十四條第一号ハ、第二十六條第一項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六條の四、第二十七條の二（第一号を除き、第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第一項若しくは第二項（第七十三條の三において準用する

二 第十二條の二第四項第二号若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一條第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六條第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七條の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第三十條第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一條第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一條第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三條第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四條第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十條第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十條の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三 （同上）

四 第七條、第八條第三項、第九條ただし書、第十二條の二第四項第二号若しくは二、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十四條第一号ハ、第二十六條第一項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六條の四、第二十七條の二（第一号を除き、第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第一項若しくは第二項（第七十三條の三において準用する

場合を含む。）、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第二項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第一百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更したとき。

二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供したとき。

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用

場合を含む。）、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第二項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第一百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更した者

二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用

する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき

四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。

五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつたとき。

六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつたとき。

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四

する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者

六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項）において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四

項、第八十条第三項、第二百二十四条第四項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

四 第二十三条第一項の規定に違反したとき。

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第八十条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつたとき。

九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

十一 第八十五条の十、第九十六条（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第一百六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

項、第八十条第三項、第二百二十四条第四項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反した者

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第八十条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者

八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者

九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十一 第八十五条の十、第九十六条（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第一百六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

十三 第九十二条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第九十九条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

十五 第一百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

十六 第四百四十一条第四項又は第四百四十三条の規定に違反したとき。

十七 第一百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十八 第一百六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十三 第九十二条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第九十九条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十五 第一百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いた者

十六 第四百四十一条第四項又は第四百四十三条の規定に違反した者

十七 第一百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十八 第一百六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業）</p> <p>第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。</p> <p>一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。</p> <p>二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。</p> <p>三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務</p> <p>2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。</p> <p>一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。）において行う</p>	<p>（事業）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下</p> <p>同じ。）において行う</p>

地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を

媒介する電気通信役務を提供する
電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三

条第二号において同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びに
イに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、次の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 前項の業務 のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号の規定により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域（次項において「目的業務区域」という。）

以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると思われる場合であつて、総務省令で定めるところにより

地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下

同じ。）

イ (同上)

ロ (同上)

二 (同上)

4 (同上)

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号 により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域

以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

(新設)

総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6| 地域会社は、第三項及び第四項の業務 のほか、第三項の業務 の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項の業務 を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(株式)

第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするとき又は株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式（以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第四号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債（第二十三条第四号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときも、同様とする。

5| 地域会社は、前二項 に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(株式)

第四条 (同上)

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするとき又は株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式（以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債（第二十三条第三号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときも、同様とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては

、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第二項、第四項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。

三 第二条（第五項を除く。）に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）の交付をしたとき。

五 第五条第一項の規定に違反して、地域会社の株式を処分したとき。

六 第十二条の規定に違反して、事業年度の開始前までに、又は変更に係る事業計画に基づく業務の実施前までに、認可の申請をしなかつたとき。

七 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載又は記録をしたこれらのもの

第二十三条（同上）

一 第二条第二項、第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

二 第二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三（同上）

四（同上）

五（同上）

六（同上）

を提出したとき。

八| 第十四条の規定に違反して、設備を譲渡し、又は担保に供したとき。

九| 第十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

十| 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七| (同上)

八| (同上)

九| (同上)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>
<p>一〇五十の三（略）</p> <p>五十一 電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p> <p>（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けられたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>	<p>一〇五十の三（同上）</p> <p>五十一 電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p> <p>（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けられたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>		

<p>(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第三号（電気通信事業者の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）</p>	登録件数	一件につき十 五万円	<p>(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業者の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）</p>	(同上)	(同上)
<p>(二) 電気通信事業法第百十六条の二第一項（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）の認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定</p>	認定件数	一件につき十 五万円	<p>(同上)</p>	(同上)	(同上)
<p>(三) 電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九 万円	<p>(同上)</p>	(同上)	(同上)
<p>(四) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九 万円	<p>(同上)</p>	(同上)	(同上)

く。

五十二～百六十
(略)

五十二～百六十
(同上)

○電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）

（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電子委任状取扱業務の認定）</p> <p>第五条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及びその実施の方法</p> <p>三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれイからハまでに定める事項</p> <p>イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項</p> <p>ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第三号</p> <p>又は第四号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの</p>	<p>（電子委任状取扱業務の認定）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイからニまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれイからニまでに定める事項</p> <p>イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号及び第三号の事項</p> <p>ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項の届出をしなければならない場合 同法第十条第一項第二号</p> <p>又は第三号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの</p>

- ハ 電気通信事業法第十三条第四項の届出をしなければならない場合
- 合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
- ニ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければならない場合
- 合 同項第二号から第五号までの事項
- ホ 電気通信事業法第十六条第二項の届出をしなければならない場合
- 合 同条第一項第二号又は第五号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
- ヘ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければならない場合
- 合 同条第一項第三号又は第四号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電子委任状取扱業務が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。
- 二 その実施の方法が基本指針において定められた第三条第二項第四号に掲げる事項に適合していること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(新設)

- ハ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければならない場合
- 合 同項第二号及び第三号の事項
- (新設)

- ニ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければならない場合
- 合 同条第一項第二号又は第三号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
- 3 (同上)

- 4 (同上)

二 第十二条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録又は同法第十三条第一項の変更登録を受けなければならぬ場合において、同法第十二条第一項各号のいずれかに該当する者

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定等)

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五条第二項(第三号ニを除く。)、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

3 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変

5 (同上)

(変更の認定等)

第八条 (同上)

2 第五条第二項(第三号ハを除く。)、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

3 (同上)

更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければなら
ない。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定によ
る届出（第五条第二項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
）があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（電気通信事業法の特例）

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第
一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業
務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第
十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六
条第一項から第三項までのいずれかの届出をしなければならないとき
は、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出
をしたものとみなす。

2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた
場合において、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施する
に当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項
の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第二項若し
くは第三項の届出をしなければならないときは、当該認定電子委任状
取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出
をしたものとみなす。

4 （同上）

（電気通信事業法の特例）

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第
一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業
務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第
十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六
条第一項若しくは第三項の届出をしなければならないとき
は、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出
をしたものとみなす。

2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた
場合において、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施する
に当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項
の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第三項
の届出をしなければならないときは、当該認定電子委任状
取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出
をしたものとみなす。

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十九条 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、 「<u>第二十三条第四号</u>」を「<u>同号</u>」に改める。</p> <p>第二十三条第四号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。</p>	<p>（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十九条（同上）</p> <p>第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、 「<u>第二十三条第三号</u>」を「<u>同号</u>」に改める。</p> <p>第二十三条第三号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。</p>